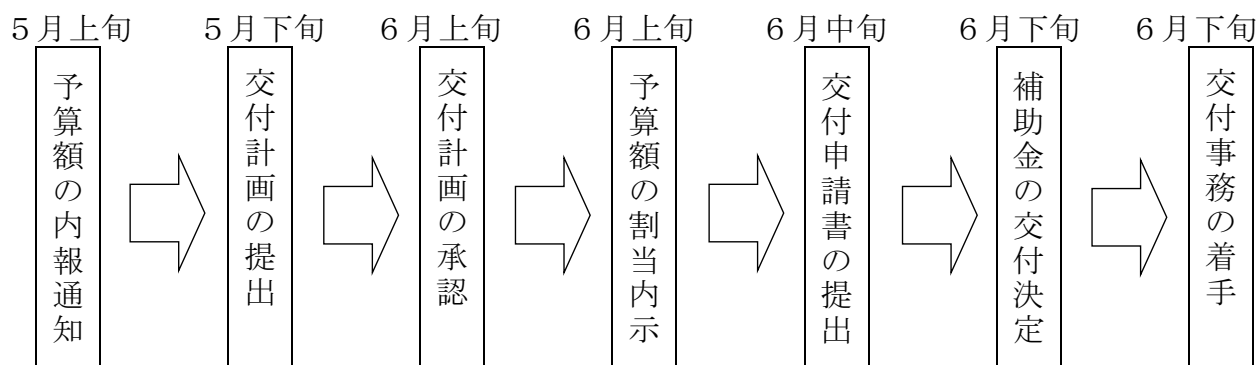


北海道農業次世代人材投資事業に係る交付事務について

(H30.8更新)

1 事業の流れ



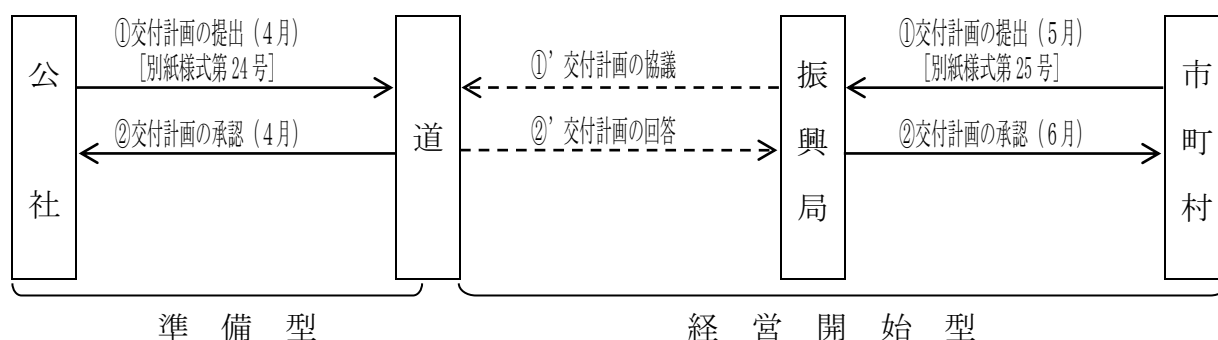
注：交付計画の承認後、交付決定前着手届の提出により、交付事務の着手は可能。（ただし、交付決定までのあらゆる損失は自らの責任のもと。）

2 交付に係る事務手続き

(1) 交付計画の認定事務

- ① 公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）又は市町村は、交付計画を作成し、公社は道へ、市町村は総合振興局・振興局（以下「振興局」という。）へ提出。〔時期：4月（公社）5月（市町村）〕
- ② 道又は振興局は、①で提出された交付計画を審査し、その内容を適当と認めるときは、承認。（ただし、振興局が承認を行う場合は、あらかじめ道（本庁）と協議すること。）
〔時期：4月（公社）6月（市町村）〕

【事業計画の認定フロー】

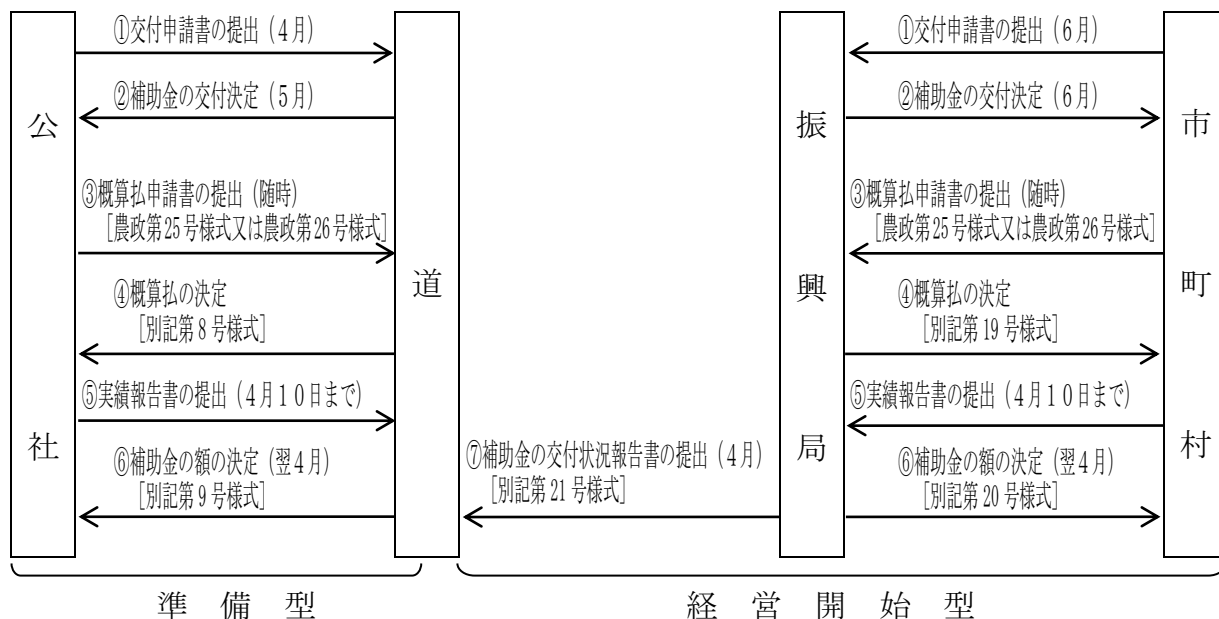


(2) 補助金の交付事務

- ① 公社又は市町村は、補助金等交付申請書等を作成し、公社は道へ、市町村は振興局へ提出。〔時期：4月（公社）、6月（市町村）〕
- ② 道又は振興局は、上記①で提出された申請書等を審査し、その内容を適当と認めるときは補助金の交付を決定。〔時期：5月（公社）、6月（市町村）〕
- ③ 公社又は市町村は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書を作成し、公社は道へ、市町村は振興局へ提出。〔時期：随時〕
- ④ 道又は振興局は、上記③で提出された申請書を審査し、概算払の必要があると認めるときは、概算払を決定。

- ⑤ 公社又は市町村は、事業が完了したときは、補助事業等実績報告書等を作成し、公社は道へ、市町村は振興局へ提出。〔時期：事業完了の30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日〕
- ⑥ 道又は振興局は、上記⑤で提出された実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、適合すると認めたときは、補助金の額を確定。〔時期：翌年度4月〕
- ⑦ 振興局は、⑥で補助金の額を確定したときは、道（本庁）へ補助金交付状況を報告。〔時期：翌年度4月〕

【補助金の交付フロー】



【①交付申請書の提出様式】

- ・補助金等交付申請書（農政第1号様式）・・・公社、市町村
- ・補助金等交付申請額算出調書（共通第14号様式）・・・公社、市町村
- ・経費の配分調書（農政第18号様式）・・・公社、市町村
- ・事業予算書（農政第20号様式）・・・公社、市町村
- ・資金収支計画（農政第32号様式）・・・公社
- ・北海道農業次世代人材投資（準備型）事業計画（実績）書（農政第162号様式その1）・・・公社
- ・北海道農業次世代人材投資（経営開始型）事業計画（実績）書（農政第162号様式その2）・・・市町村

【③概算払申請書の提出様式】

- ・補助金等概算払申請書（農政第25号様式又は農政第26号様式）
・・・公社、市町村
- ・添付書類（別記第7号様式、農政第32号様式）・・・公社
- ・添付書類（別記第18号様式）・・・市町村

【⑤実績報告書の提出様式】

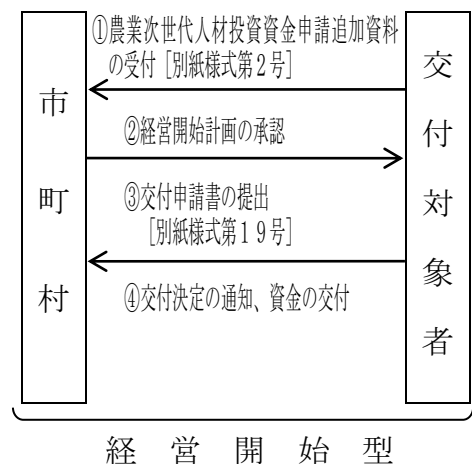
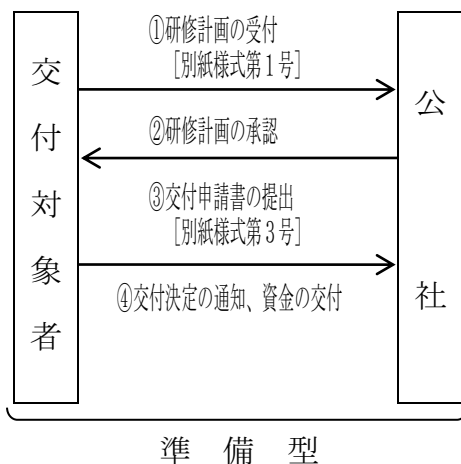
- ・補助事業等実績報告書（農政第28号様式）・・・公社、市町村
- ・経費の配分調書（農政第18号様式）・・・公社、市町村
- ・補助金等精算書（農政第29号様式）・・・公社、市町村
- ・事業精算書（農政第31号様式）・・・公社、市町村
- ・北海道農業次世代人材投資（準備型）事業計画（実績）書（農政第162号様式その1）・・・公社
- ・北海道農業次世代人材投資（経営開始型）事業計画（実績）書（農政第162号様式その2）・・・市町村

(3) 資金の交付事務

公社又は市町村は、道（振興局）からの補助金の交付決定後に資金の交付事務に着手することができる。ただし、(1)の交付計画の承認後、交付決定前に事業を着手する場合は、(2)の①の補助金等交付申請書と併せて、交付決定前着手届を提出したときは、交付計画の承認から交付決定までの間のあらゆる損失等は自らの責任において、着手することができる。

- ① 交付対象者から、公社は研修計画、市町村は農業次世代人材投資資金申請追加資料の承認申請を受付。
- ② 公社又は市町村は、上記①の申請があった場合には、内容を審査し、道（振興局）が別に配分した割当内示の範囲内で承認し、審査結果を申請者に通知。
- ③ 上記②の計画承認を受けた者は、交付申請書を作成し、準備型は公社へ、経営開始型は市町村へ申請。（※資金の申請額は、半年ごとに75万円ずつを基本。）
- ④ 公社又は市町村は、上記③で提出された申請書の内容が適当であると認めたときは、速やかに交付決定の通知（参考様式：別紙1）を行い、資金を交付。

【資金の交付フロー】



(参考様式：別紙1)

平成 年 月 日

農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付決定通知書

氏 名 様

市町村長 氏 名 印

平成 年 月 日付で交付申請のあったこのことについて、1のとおり決定しましたので通知します。ただし、2の事項を遵守しなければなりません。

記

1 交付決定の内容

交付対象期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
今回決定する資金の対象期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
交付金額	円

2 遵守事項

- (1) 農業経営の休止、又は中止しようとするときは、速やかに〇〇市（町村）長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (2) 交付期間内及び交付期間終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告を〇〇市（町村）長に報告しなければなりません。
- (3) 交付期間内及び交付期間終了後5年間に居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届を〇〇市（町村）長に提出しなければなりません。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、資金の交付を停止します。
 - ア 交付要件を満たさなくなったとき。
 - イ 農業経営を中止したとき。
 - ウ 農業経営を休止したとき。
 - エ (2)、(3)の報告を行わなかったとき。
 - オ (2)の就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと〇〇市（町村）長が判断したとき。
 - カ 国が実施する報告の徴収又は立入り調査に協力しないとき。
 - キ 交付期間2年目が終了した時点で実施する中間評価により、C評価相当と判断さ

れたとき。

- ク 農業経営開始後の、前年の総所得（資金は除く。）が 350 万円以上であったとき。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、資金の返還を命じます。ただし、ア～エに該当する場合、病気や災害等のやむを得ない事情として、〇〇市（町村）長が認めた場合は、この限りではありません。
- ア (4)のアからカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合は、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月も含む。）の資金を月単位で返還しなければなりません。
- イ 虚偽の申請等を行った場合は、全額を返還しなければなりません。
- ウ 親族から貸借した農地が主である場合で、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者へ移転しなかった場合は、資金の全額を返還しなければなりません。なお、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 70 条の 4 第 6 項に規定する特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合及び同条第 22 項に規定する営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合並びに同法第 70 条の 4 の 2 第 1 項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合は、この限りではありません。
- エ 経営開始型の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、営農を継続しなかった場合にあつては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還しなければなりません。ただし、(4)のキの中間評価でC評価相当とされたときを除きます。
- (6) 交付申請に関する証拠書類は、資金の交付が完了した年度の終了の日の翌日から起算して 5 年間保管しなければなりません。
- (7) 交付対象者は、法令の定めによるほか、〇〇市（町村）農業次世代人材投資事業（経営開始型）交付要領の定めに従わなければなりません。

（ 部 課 係 ）

(別紙2)

〇〇市(町村)農業次世代人材投資事業(経営開始型)交付要領(例)

第1 趣旨

〇〇市(町村)において、次世代を担う農業者となる事ことを志向する者に対して農業次世代人材投資資金(以下「資金」という。)を交付するため、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別記1、北海道農業次世代人材投資事業実施要領(平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知。以下「実施要領」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 交付対象者

交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。

- 1 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。
- 2 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。
 - (1) 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること。なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の4第6項に規定する特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合及び同条第22項に規定する営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合並びに同法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合は、この限りではない。
 - (2) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有している又は借りていること。
 - (3) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - (4) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支が交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - (5) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- 3 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- 4 青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料(別紙様式第2号)を添付したもの(以下「青年等就農計画等」という。)が次に掲げる要件に適合していること。
 - (1) 農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。
 - (2) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- 5 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等

経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。（なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、2の（1）及び（2）の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、（3）及び（4）の「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。）

- 6 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱別記1の人・農地プラン見直し支援等事業を利用せずに、同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれていること。
- 7 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- 8 原則として、一農ネットに加入していること。
- 9 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。
- 10 平成25年4月以降に農業経営を開始した者であること。

第3 交付金額及び交付期間

- 1 資金の額は、経営開始初年度は、交付期間1年につき1人あたり150万円を交付し、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、資金を除く。以下同じ。）を減じた額に $3/5$ を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付する。また、交付期間は最長5年間（平成29年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分まで）とする。
- 2 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、（2）のアの額に1.5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。
 - （1）家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
 - （2）主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。
 - （3）夫婦共に人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること又は位置づけられることが確実と見込まれていること。
- 3 複数の新規就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該新規就農者（当該農業法人及び新規就農者それぞれが人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれている場合に限る。）にそれぞれ1の額を交付する。

なお、経営開始後5年以上経過している農業者と法人を設立する場合は、交付の対象外とする。

第4 資金の申請及び交付

- 1 資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、〇〇市（町村）長に承認申請する。
- 2 1の承認を受けた者は、交付申請書（様式第〇号）を作成し、〇〇市（町村）長に資金の交付を申請する。交付の申請は半年ごとに行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。
また、申請の対象は、平成〇年4月以降の農業経営とする。
- 3 〇〇市（町村）長は、2により提出された申請書の内容が適当であると認めたときは、速やかに別紙1により交付決定通知を行い、資金を交付するものとする。

第5 資金の停止及び返還

- 1 次に掲げる事項に該当する場合、資金の交付を停止する。
 - (1) 第2の要件を満たさなくなった場合。
 - (2) 農業経営を中止した場合。
 - (3) 農業経営を休止した場合。
 - (4) 就農状況報告や、居住地や電話番号を変更した場合の住所等変更届提出を行わなかった場合。
 - (5) 就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと〇〇市（町村）長が判断した場合。（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合、〇〇市（町村）長から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など）。
 - (6) 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産省事務次官依命通知）別記1第11の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入り調査に協力しない場合。
 - (7) 交付期間2年目が終了した時点で実施する中間評価により、C評価相当と判断された場合。
 - (8) 交付対象者の前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、資金は除く。）が350万円以上であった場合。（その後、350万円を下回った場合は、翌年から交付を再開することができる。）
- 2 次に掲げる要件に該当する場合は交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、(1)に該当する場合にあっては、病気や災害等のやむを得ない事情として〇〇市（町村）長が認めた場合はこの限りではない。
 - (1) 1の(1)から(6)に掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。
 - (2) 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。
 - (3) 親族から貸借した農地が主である場合で、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者へ移転しなかった場合は、資金の全額を返還しなければなりません。なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第6項に規定する特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合及び同条第22

項に規定する営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合並びに同法第 70 条の 4 の 2 第 1 項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合は、この限りではありません。

- (4) 経営開始型の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、営農を継続しなかった場合にあつては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還しなければなりません。ただし、第 5 の（7）の中間評価で C 評価相当とされたときを除きます。